

5. 実施すべき事業

(1) 実施すべき事業

バリアフリー新法では、「移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項」を基本構想に定めるものとしています。

高安駅周辺地区において実施すべき事業としては、以下のように分類します。

- 特定事業**：地区の状況などから特に優先的に整備を実施していく必要のある公共交通施設、道路施設、交通安全施設を対象とし、各施設管理者が中心となって特定事業計画を作成し、平成22年（2010年）を目標に事業を進めます。

【公共交通特定事業】

特定旅客施設（1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上）において実施する事業で、駅舎内の移動や利用に適したエレベーター、トイレなどの整備に関する事業

【道路特定事業】

「生活関連経路」に位置づけた経路の内、重点的かつ速やかに、移動円滑化基準に沿ったバリアフリー化を進める区間において実施する事業で、歩道における路面の改善や段差の解消などに関する事業

【交通安全特定事業】

バリアフリー化に対応した信号機の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関する事業



- その他事業**：「特定事業」として位置づけてはいないものの、中長期的な期間を念頭に対策を進めるべき事項については、事業として展開をめざす上での検討の方向性について示します。

また、実施すべき事業の内「その他事業」として位置づけたものについては、今後、基本構想の見直しや具体的な整備の方向性を検討する中で「特定事業」としての位置づけが可能となった場合は、速やかに特定事業計画を作成し、積極的に対応を行います。

その他バリアフリー新法に定める「特定事業」の種類には、不特定多数の人が利用する建築物において障害者等の移動や利用に適した各種設備の設置に関する「建築物特定事業」、公園において障害者等の移動や利用に適した園路、障害者用トイレ、休憩所等の設置に関する「都市公園特定事業」、一定の駐車場において障害者等の移動や利用に適した各種設備の整備に関する「路外駐車場特定事業」があります。

本基本構想で生活関連施設として設定した総合体育館、サポートやお、高井公園については、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づきバリアフリーに配慮して新設されており、山本球場については、改修時にバリアフリーに配慮し、利便性の向上に向けた設備等改善が行われております。

しかし、バリアフリー新法の施行により拡充された内容への対応などを含め、誰もが安心・快適に利用できる施設環境として改善等を検討すべき点もみられます。そのため、今後は重点整備地区におけるバリアフリー化の推進を図る中で、各生活関連施設の移動等円滑化のために実施すべき事業についての検討を積極的に行い、公共交通や道路などと同様に、市民意向を踏まえて特定事業その他の事業としての位置づけを図ります。

また、重点整備地区内の生活関連施設以外の既存施設等については、バリアフリー新法に基づいた施設のバリアフリー化に対する努力義務が定められていることを踏まえつつ、施設管理者等との連携を図りながら、バリアフリー化に向けた対応を進めます。

(2) 実施すべき事業の内容

1) 公共交通（高安駅）

■事業者：近畿日本鉄道株式会社

■基本的な考え方

高安駅については、利用状況や施設の状況を考慮し、駅舎、ホームなど施設内の安全対策を充実させるとともに、高齢者や障害者をはじめとする利用者の意見に留意しながら、関連する基準やガイドライン等に沿って、安全かつ円滑に利用できるバリアフリーに配慮した整備を推進します。

①公共交通特定事業内容（優先的に進める事業）

項目		事業内容
駅舎内の昇降	エレベーターの設置	・高齢者、車いす利用者をはじめとする障害者、子ども連れの方を含め、誰もが安心して利用できるエレベーターの設置 (東側出入口：1基、西側出入口：1基、コンコース階とホーム階とを結ぶエレベーター：2基(上下線各1基)の計4基を設置)
	階段の改良	・手すりの水平部の延長及び2段化
券売機	券売機の改良	・車いす利用者の利用に配慮した券売機の蹴り込みの改良
トイレ	障害者用トイレの改良	・多機能トイレ(オストメイト対応等)への改良
	視覚障害者誘導用ブロックの改良	・多機能トイレへの改良と併せて、ガイドラインに準じた通路等への視覚障害者誘導用ブロックの設置
駅舎内その他	案内誘導施設 誘導チャイムの設置	・視覚障害者が主要な場所を認識でき、安全な移動ができる誘導チャイム等の設置
	案内誘導施設 点字案内板の設置	・視覚障害者が駅の主要な構造やトイレの構造を認識できる点字案内板の設置
プラットホーム	視覚障害者誘導用ブロックの改良	・内方線の設置
	待合室	・待合室扉の改修
駅出入口周辺	視覚障害者誘導用ブロックの改良及び新設	・駅出入口と周辺道路を適切に繋げた視覚障害者誘導用ブロックの設置



エレベーターの設置例



手すりの改良例



多機能トイレの設置・改良例

②その他事業（中長期的に対策を進めるべき事項）

項目	対応の方向性
利便施設の設置・改良	・自動販売機や公衆電話の各事業者と利便性について検討
案内標の改良	・「駅案内標類掲示基準」に基づき、文字の色・大きさに配慮して作成
運行情報提供設備	・運行情報提供設備については、設備の整備に向けた検討
車両のバリアフリー化	・車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両にするとともに、既存車両についても、大改良時には可能な限りバリアフリー化されたものとなるよう検討

【関連する事業】（ソフト施策を中心とした取り組み）

・社員教育、訓練の実施：バリアフリーに対する社員教育、訓練などを継続的に行う

2) 生活関連経路及び準生活関連経路

■事業者：大阪府、八尾市

■基本的な考え方

重点整備地区内の「生活関連経路」及び「準生活関連経路」については、移動円滑化基準に沿ってバリアフリー化に向けた取り組みを実施します。そして、あらゆる人々が安全かつ円滑に通行できるような移動環境の構築をめざします。

①道路特定事業内容（生活関連経路）（優先的に進める事業）

路線名及び事業区間	事業内容	事業主体
主要地方道 八尾茨木線	<ul style="list-style-type: none"> ・車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・透水性舗装の実施 	大阪府
一般府道 山本黒谷線 (高安駅より西側)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両出入口や歩道切り下げ方法の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置 	
市道 山本第403号線	<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 	八尾市
市道 山本第404号線	<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 	
市道 曙川第177号線	<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 	
市道 曙川第178号線	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱管理者との協議による電柱の移設 ・グレーチング蓋の改良 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 	
市道 曙川第164号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の改良（歩道すりつけ部の段差及び勾配の改良） ・グレーチング蓋／コンクリート蓋の改良 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 	



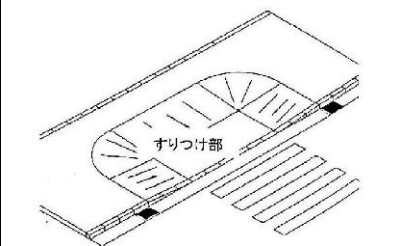
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置例



歩行者の安全を確保した歩道例

②その他事業（生活関連経路）（中長期的に対策を進めるべき事項）

路線名及び事業区間	対応の方向性	事業主体
主要地方道 八尾茨木線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の拡幅は用地買収を伴うため実施は難しいが、可能な限り現歩道の改良を検討 	大阪府
市道 曙川第2号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の改良を検討（歩道すりつけ部の段差及び勾配の改良） ・グレーチング蓋の改良を検討 	八尾市
市道 山本第203号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の改良を検討（歩道すりつけ部の段差及び勾配の改良） ・グレーチング蓋の改良を検討 	
市道 山本第374号線 柏村町一丁目地内道路	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵の改善・設置検討 ・歩行者の通行できる有効幅員の確保を検討 ・インターロッキング及びアスファルト舗装の段差及び溝の解消の検討（アスファルトは早期） 	
市道 八尾第207号線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の改良を検討（歩道のすりつけ部の段差及び勾配の改良） ・インターロッキング舗装の段差及び溝の解消を検討 	



歩道の改良（歩道すりつけ部の段差及び勾配の改良）イメージ

③その他事業（準生活関連経路）（中長期的に対策を進めるべき事項）

路線名及び事業区間	対応の方向性	事業主体
一般府道 山本黒谷線 （高安駅より東側）	・カラー舗装等による歩行空間の整備の検討	大阪府

【関連する事業】（ソフト施策を中心とした取り組み）

- ・不法占用している看板や放置自転車等：道路にはみ出した看板等不法占用防止の指導・啓発を、地元、商店街と協働しながら継続的に行う。また、放置自転車については利用者のモラルの向上に向けた啓発活動を行う

3) 交通安全等

■事業者：大阪府公安委員会

■基本的な考え方

重点整備地区内の「生活関連経路」に位置する信号機の改良や周辺の違法駐車行為に対する取締りの強化、交通規制の実施や広報及び啓発活動に関する事業を進めます。

①交通安全特定事業内容（優先的に進める事業）

路線名及び事業区間	事業内容
生活関連経路上の主要な交差点	・バリアフリー化に対応する信号機の改良（視覚障害者用付加装置の設置）



「音響用押ボタン」を押すと、歩行者用青信号の表示を開始したことまたは表示を継続していることを知らせる「ピヨピヨ」または「カッコー」あるいはメロディーを発することができる信号機

視覚障害者用付加装置の設置例

②その他事業（中長期的に対策を進めるべき事項）

路線名及び事業区間	対応の方向性
主要地方道 八尾茨木線	・横断歩道の新規設置を検討（周辺道路整備を前提として）

【関連する事業】（ソフト施策を中心とした取り組み）

- ・経路上の取り組み：通行上の障害となるもの（放置自転車・違法駐車、通行の障害となる看板等）の取締りの強化及び防止のための広報・啓発活動を継続的に行う